

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十八号）（抄）・・・・・・ 3  
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・ 4

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 （略）

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 三 （略）

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 （略）

4 （略）

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 （略）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 （略）

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効

果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量という。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十八号）（抄）  
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項に次の一号を加える。

七 三ふっ化窒素

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）

（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン（別名HFC 二二三）
- 二 ジフルオロメタン（別名HFC 三三二）
- 三 フルオロメタン（別名HFC 四一）
- 四 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン（別名HFC 一二五）
- 五 一・一・二・二 テトラフルオロエタン（別名HFC 一三四）
- 六 一・一・一・二 テトラフルオロエタン（別名HFC 一三四a）
- 七 一・一・二 トリフルオロエタン（別名HFC 一四三）
- 八 一・一・一 トリフルオロエタン（別名HFC 一四三a）
- 九 一・一 ジフルオロエタン（別名HFC 一五二a）
- 十 一・一・一・二・三・三 ヘプタフルオロプロパン（別名HFC 一二七e a）
- 十一 一・一・一・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン（別名HFC 一二三六f a）
- 十二 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン（別名HFC 二四五c a）
- 十三 一・一・一・二・三・四・五・五 デカフルオロペンタン（別名HFC 四三一〇mee）

（温室効果ガスたるパーフルオロカーボン）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン（別名PFC 一四）
- 二 パーフルオロエタン（別名PFC 一一六）
- 三 パーフルオロプロパン（別名PFC 二二八）
- 四 パーフルオロブタン（別名PFC 三一一〇）
- 五 パーフルオロシクロブタン（別名PFC c三二八）
- 六 パーフルオロペンタン（別名PFC 四一一二）

七 パーフルオロヘキサン（別名PFC 五一 一四）

（地球温暖化係数）

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 （略）
- 二 メタン 二十一
- 三 一酸化二窒素 三百十
- 四 トリフルオロメタン 一万千七百
- 五 ジフルオロメタン 六百五十
- 六 フルオロメタン 百五十
- 七 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン 二千八百
- 八 一・一・二・二 テトラフルオロエタン 千
- 九 一・一・一・二 テトラフルオロエタン 千三百
- 十 一・一・二 トリフルオロエタン 三百
- 十一 一・一・一 トリフルオロエタン 三千八百
- 十二 一・一 ジフルオロエタン 百四十
- 十三 一・一・一・二・三・三 ヘプタフルオロプロパン 二千九百
- 十四 一・一・一・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン 六千三百
- 十五 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン 五百六十
- 十六 一・一・一・二・三・四・四・五・五 デカフルオロペンタン 千三百
- 十七 パーフルオロメタン 六千五百
- 十八 パーフルオロエタン 九千二百
- 十九 パーフルオロプロパン 七千
- 二十 パーフルオロプロタン 七千
- 二十一 パーフルオロシクロプロタン 八千七百
- 二十二 パーフルオロペンタン 七千五百

二十三 パーフルオロヘキサシ 七千四百  
二十四 六ふつ化硫黄 二万三千九百

(特定排出者)

第五条 法第二十一条の二第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出者」という。)は、次に掲げる者(第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十人以上である者に限る。)とする。

一 六 (略)

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一・二 (略)

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一〜七 (略)

2 (略)